
令和3年 第6回(定例)南部町議会会議録(第2日)

令和3年9月7日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和3年9月7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第68号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第5 議案第70号 南部町児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第71号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第7 議案第72号 南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部改正について
- 日程第8 議案第73号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第74号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第75号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第76号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第77号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第14 上程議案に対する質疑
- 議案第56号 令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第57号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 令和2年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第62号 令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 令和2年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 議案第66号 令和2年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 議案第67号 令和2年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 議案第68号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第70号 南部町児童厚生施設条例の一部改正について
- 議案第71号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 議案第72号 南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部改正について
- 議案第73号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第74号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第68号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第5 議案第70号 南部町児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第71号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第7 議案第72号 南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部改正について
- 日程第8 議案第73号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第74号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第10 議案第75号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第76号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第77号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第14 上程議案に対する質疑
- 議案第56号 令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第57号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 令和2年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 令和2年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 議案第66号 令和2年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 議案第67号 令和2年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 議案第68号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第70号 南部町児童厚生施設条例の一部改正について
- 議案第71号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 議案第72号 南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部改正について
- 議案第73号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第74号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第75号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第76号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)

議案第77号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)

議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

出席議員(14名)

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	藤原宰君	書記	亀尾真哉君
		書記	桑名俊成君
		書記	藤下夢未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	土江一史君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	林原敏夫君
総務課長	大塚壮君	総務課課長補佐	加納諭史君
企画政策課長	田村誠君	デジタル推進課長	本池彰君
防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	芝田卓巳君	子育て支援課長	吾郷あきこ君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	水嶋志都子君
病院事務部長	山口俊司君	健康福祉課長	糸田由起君

福祉事務所長 渡 邊 悦 朗君 建設課長 田 子 勝 利君
産業課長 岡 田 光 政君 監査委員 仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

1 番、埜田光雄君、2 番、加藤学君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 68 号 から 日程第 13 議案第 78 号

○議長（景山 浩君） 昨日の会議に引き続き、町長より提案理由の説明を求めます。

日程第 3、議案第 68 号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、日程第 13、議案第 78 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 3、議案第 68 号から日程第 13、議案第 78 号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の 13 ページをお願いいたします。議案第 68 号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治

法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給するため、特例規定を設けようとするものです。

附則に新第3項として特例規定を設け、新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に防疫等作業手当を支給するものです。

附則第4項では、手当額を1日につき1,000円、患者等の身体に接触、または長時間にわたり接して行う作業については1,500円と定めるものです。

この条例の施行は、公布日からとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、15ページでございます。議案第69号、南部町手数料徴収条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これはこれまで町の窓口で個人番号カードの再交付を行う場合は、南部町手数料徴収条例を根拠として手数料を頂いておりました。しかし、いわゆる番号法の改正により個人番号カードの発行主体及び手数料の徴収主体が地方公共団体情報システム機構に明確化されたことに伴い、南部町手数料徴収条例から個人番号カード再交付手数料を削る改正を行うものです。

今後は、個人番号カードの再発行及び手数料の徴収につきましては、地方公共団体情報システム機構と町が結ぶ委託契約を根拠に町の窓口で行うこととなります。町民の皆様にはこれまでと同様の手続及び費用負担で御利用いただくこととなります。

この条例は、公布の日から施行することとしております。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、17ページでございます。次のとおり南部町児童厚生施設条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは児童館の管理に関して指定管理者による管理を行うことができる規定を設けるため、条例の一部を改正を行うものです。具体的には、新第2条の2として児童館の管理を南部町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて指定管理者にこれを行わせることができるという規定を設け、新第2条の3として指定管理者が行う業務を規定するものです。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、19ページでございます。議案第71号、南部町営住宅条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町営住宅条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これはセーフティーネット住宅としての側面が強くなってきている公営住宅については、鳥取県から県内市町村に対して入居募集や保証人について県と同程度の取扱いをするよう求められているところでございます。このことから、町営住宅の優先入居世帯の拡充、連帯保証人の免除について県営住宅と同様の取扱いとするため、条例の一部改正を行うものでございます。

内容についてですが、優先入居について規定している第7条第4項を改正します。従来は20歳未満の子を扶養している寡婦（夫）のほか、全部で6つの優先入居の要件を規定していましたが、これを県の規定と同様に14の優先入居要件とするものです。

また、入居の手続について規定している第9条に新第2項を設け、特別な事情があると認める者に対しては規則で定めるところにより連帯保証人の保証を要しないものとするところができるという規定を設けるものです。

以上の改正内容は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定に倣って改正するものです。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。よろしく御審議のほど、お願いします。

続きまして、22ページでございます。議案第72号、南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは議案第71号と同様の趣旨にいて、越敷野町営住宅及び若者向け住宅においても連帯保証人の免除について規定を設けるものです。第1条では、南部町越敷野町営住宅条例の一部を改正を行います。同条例中、入居の手続を規定している第7条に新第2項を設け、連帯保証人の免除について規定するものです。第2条では、南部町若者向け住宅条例の一部改正を行います。同条例中、入居の手続を規定している第1条に新第2項を設け、連帯保証人の免除について規定するものです。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） おはようございます。総務課長です。そういたしますと、議案73号につきましては補正予算書のほうで御説明を申し上げます。

.....

議案第73号

令和3年度南部町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度南部町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,472千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,417,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月 6日

提出 南部町長 陶山清孝

令和3年9月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

そういたしますと、5ページを御覧ください。第2表、債務負担行為でございます。学校給食センター調理等委託業務でございます。期間は令和4年度から令和6年度、限度額は1億7,700万円とするものでございます。

6ページをお願いします。第3表、地方債補正です。1、変更でございます。起債の目的は、道路整備事業。限度額を3,550万円から3,760万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様となります。

次に、歳出の予算を御説明いたします。11ページをお願いします。主なものを説明してまいります。人件費に関するものにつきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費の確定等によるものでございます。後ほど給与費明細書で御説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、9目企画費でございます。133万3,000円を増額し、4

億5,512万6,000円といたします。これは西部広域行政管理組合の補正予算の成立によりまして、負担金、清掃費分でございますが、増額となったものでございます。

14ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費総務費でございます。208万4,000円を増額し、1,411万9,000円とするものでございます。これは母子生活支援施設等入所措置において母子生活支援施設への新規入所者があったため、委託料を増額するものでございます。

同じく2目児童措置費でございます。483万5,000円を増額し、4,229万3,000円とするものでございます。これにつきましては障がい児通所支援事業におきまして、障がい児施設の通所利用者が増えたことによるものでございます。

15ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費でございます。140万5,000円を増額し、1億3,702万6,000円とするものです。これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業におきまして、6月1日から接種対象年齢が広がったことや、災害予備日も集団接種を開催することとしたため、委託料を増額するものでございます。

16ページをお願いします。同じく4項病院費、1目病院費でございます。820万6,000円を増額し、5億285万5,000円とするものです。これにつきましては西伯病院が行う新型コロナウイルス感染症対策に要する経費として繰り出すものでございます。これにつきましては新型コロナウイルス交付金の充当を行います。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。299万6,000円を増額し、1億7,309万3,000円といたします。これは緊急防除支援事業におきまして、4月の霜、それと7月の豪雨によりまして病虫害の発生・蔓延等による生育不良が懸念されるため、病虫害発生を防止するための農薬代に対する補助金を計上するものでございます。また、スマート農業社会実装促進事業におきましては、県の追加募集に応募したところ採択となったため、認定農業者が行うスマート農業機器の導入費に対する補助金を増額するものでございます。

17ページをお願いします。同じく2項林業費、3目緑水湖周辺施設費（林業構造改善事業）でございます。122万9,000円を増額し、790万8,000円とするものです。これはコロナ禍におきまして宿泊業や飲食店等が大きな経済的損失を受けている中、比較的感染リスクの低い野外活動への需要が高まってきております。今後の人の流れを見込んだ環境整備といたしまして、森林公園キャンプ場のキャンプサイトを、現在5区画ありますが、それを8区画に増設を行うものでございます。これにつきましても新型コロナウイルスの交付金を充当する予定にしております。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費でございます。5 0 0 万円増額し、1 億 2, 4 6 5 万 8, 0 0 0 円といたします。これは町道諸木丸山線改良事業におきまして、事業計画の見直しによる工事請負費の増額と、水道管の支障移転の補償費を計上しております。また、町道法勝寺鍋倉与一谷線改良事業におきましては、水道管の支障移転の補償費を、必要となったため計上を行ったものでございます。

1 8 ページをお願いします。8 款消防費、1 項消防費、3 目災害対策費でございます。1 8 3 万 9, 0 0 0 円を増額し、3, 8 5 9 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。これにつきましては局所的な豪雨に迅速に対応するため、民間事業者が設置する気象観測データの提供を受けるための利用料を増額するものと、台風 9 号によりまして災害発生に備えて設置いたしました排水ポンプの借り上げ料等の増額を計上するものでございます。

1 9 ページをお願いします。9 款教育費、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費でございます。4 5 2 万 7, 0 0 0 円を増額し、2, 0 7 3 万 2, 0 0 0 円とするものです。これにつきましては成人式を安心・安全に開催するため、成人式参加者に対して P C R 検査を実施する費用を計上するものでございます。加えまして、新型コロナウイルスの影響によります自粛生活が長期化していることから、南部町出身者で町外に在住している若者に向けまして、ふるさとの南部町の味を詰め込んだ、昨年も行いましたけれども、「N a n b u まごころ便」を送る経費を計上するものでございます。この 2 点につきましても新型コロナウイルス交付金を充当する予定にしております。

同じく 2 目公民館費です。1 5 0 万 5, 0 0 0 円を増額し、2, 7 8 8 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。これはキナルなんぶの貸し館利用におきまして予約手続を改善するため、現状の電話や対面による方法に加えまして、インターネットによる予約システムを導入したいというものでございます。これにつきましても新型コロナウイルスの交付金を充当いたします。

2 0 ページです。同じく 5 目図書館費でございます。3 2 8 万 3, 0 0 0 円を増額いたしまして、5, 5 4 3 万 8, 0 0 0 円といたします。これにつきましては図書館の本の貸出しにおきまして人と人との接触の機会をできるだけ少なくするため、自動貸出機を追加で導入させていただくものでございます。これにつきましても新型コロナウイルスの交付金を充当したいと思っております。

同じく 5 項保健体育費、3 目学校給食費でございます。2 0 4 万 9, 0 0 0 円を増額し、1 億 2, 6 2 3 万 1, 0 0 0 円といたします。これにつきましてはスチームコンベクション、いわゆるスチームオーブンでございます。これが不具合を生じております。修繕が非常に困難なため、

新たに購入をさせていただきたいというものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。9ページをお願いします。これにつきましても主なものを御説明をいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。398万2,000円を増額し、4億2,019万8,000円といたします。これは歳出で御説明いたしました母子生活支援施設等入所措置と、障がい児通所支援事業の実施に伴う国の負担、国庫の負担金でございます。

同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。2,136万5,000円を増額し、1億7,475万6,000円といたします。これにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、歳出で御説明いたしました事業に充当するものでございます。

同じく4目土木費国庫補助金でございます。263万9,000円を増額し、6,184万8,000円とするものでございます。これにつきましては防災・安全交付金といたしまして、歳出で御説明いたしました町道改良事業の増額に伴う補助金でございます。

10ページをお願いします。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございます。253万1,000円を増額し、1億8,078万5,000円といたします。これは歳出で補正しています農業費関連の事業に伴う県の補助金となります。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。330万円を減額し、9,670万円といたします。これにつきましては予算調整によりまして繰入金を減額するものでございます。

20款諸収入、5項雑入、5目雑入でございます。886万1,000円を増額し、7,280万5,000円といたします。これにつきましては南部箕蚊屋広域連合負担金の精算金となります。

21款町債、1項町債、4目土木債でございます。210万円を増額し、5,060万円とするものでございます。歳出で説明いたしました町道改良事業の増額に伴う地方債の増額となります。

次に、23ページをお願いします。23ページには給与費の明細をつけております。給与費明細書でございます。一般職の給与費についてでございます。冒頭申し上げましたが、人事異動や会計年度任用職員の確定によりまして人件費の増減を行っております。給与費と共済費の合計では446万6,000円の減額となります。内訳につきましてはお読み取りをお願いしたいと思います。

また、25ページには給料及び職員手当の増減額の明細を示していますので、お読み取りをお願いしたいと思います。

26ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして65億9,327万8,000円となります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。それでは、議案第74号でございます。補正予算書のほうを御用意ください。

.....
議案第74号

令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月 6日

提出 南部町長 陶山清孝

令和3年9月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
このたびの補正は、保険料の過年度還付金の補正を行うためのものでございます。

それでは、4ページを御覧ください。歳出の3款諸支出金の1目還付金及び還付加算金です。75万円を補正し、125万円とするものです。死亡等により保険料の過納が発生いたしましたので、還付するためのものがございます。

続いて、歳入のほうですが、繰越金の額が確定しましたので、一般会計繰入金を調整して減額し、6款の諸収入で還付金の財源として後期高齢広域連合から75万円を収入するものがございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算について御説明いたします。

議案第75号

令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月 6日

提出 南部町長 陶山清孝

令和3年9月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

今回の補正ですけれども、浄化槽の新設工事におきまして、工事発注後の増工による補正をお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。変更になりまして、起債の目的は浄化槽設置事業です。限度額を360万円から460万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書のとおりでございます。

次に、5ページをお願いいたします。歳出から御説明いたします。下になります。1款総務費、2項施設費、1目浄化槽建設費です。100万円増額しまして、884万円とするものです。

次に、上の歳入でございます。7款町債、1項町債、1目衛生債です。100万円増額しまして、980万円とするものです。

次に、6ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び

当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。1の浄化槽整備事業債と2の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度中償還元金見込額は1,225万1,000円、当該年度末現在高見込額は1億7,769万8,000円とするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。

.....
議案第76号

令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和3年9月 6日

提出 南部町長 陶山清孝

令和3年9月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
このたびの補正は、歳出項目の組替えでございます。

では、3ページを御覧ください。歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目の維持管理費です。積立金から需用費に489万5,000円を組み替えるものです。これは7月12日に発生したと見られます太陽光発電施設付近への落雷によりパワーコンディショナーなどが被害を受けたため、修理を行うための修繕料でございます。なお、修繕に係る費用は共済対象になっておりまして、保険料につきましては額の確定後に、12月頃に補正を予定しております。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。別冊、令和3年度南部町病院事業会計補正予算書を御覧ください。

1ページをお願いいたします。議案第77号、令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、令和3年度南部町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款病院事業収益3,193万5,000円を増額し、24億3,693万2,000円とするものでございます。内訳は、第2項医業外収益の増額でございます。

支出。第1款病院事業費用299万7,000円を増額し、24億799万4,000円とするものでございます。内訳は、第1項医業費用の増額でございます。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,038万4,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページを御覧ください。収入。第1款資本的収入3,734万4,000円を増額し、4億593万円とするものでございます。内容でございますが、第1項補助金、第2項企業債をそれぞれ増額するものでございます。

支出。第1款資本的支出3,752万円を増額し、5億6,631万4,000円とするものでございます。その内容は、第1項建設改良費の増額でございます。

企業債。第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的は、医療機器等整備事業でございます。限度額3億2,400万から3億5,041万5,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。補正予算の見積書でございます。収益的収入及び支出。収入。款1、病院事業収益、項目2、医業外収益3,193万5,000円を増額し、5億4,321万5,000円とするものでございます。

その内容でございますが、2、他会計補助金でございます。説明の欄、補助金、3つあります。一つ、入院病床確保事業に2,800万、医療体制充実等補助に233万3,000円、町補助金のコロナ臨時交付金が160万2,000円でございます。

以上により、病院事業収益合計は3,193万5,000円を増額し、24億3,693万2,000円とするものでございます。

支出。款1、病院事業費用、項目1、医業費用299万7,000円を増額し、23億4,408万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが、まず材料費34万5,000円を増額いたします。これは医療の消耗品費でございます。

3、経費265万2,000円を増額いたします。これは、一つは事務用品等87万円、修繕費マイナス69万1,000円とありますが、これは4条予算との振り分け等でマイナスが入っております。委託料、これは清掃委託、これはコロナ対応の特別清掃、消毒等でございます、199万1,000円。もう一つは、院内のLAN機器、そしてパソコン等の設定費に委託料が48万2,000円でございます。

以上によりまして、病院事業費用支出合計299万7,000円を増額し、24億799万4,000円とするものでございます。

9ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入。款1、資本的収入、項目1、補助金1,092万9,000円を増額し、5,551万5,000円とするものでございます。その内容でございますが、説明の欄、補助金（医療体制充実等補助）432万5,000円、町補助金（コロナ臨時交付金）660万4,000円。

2、企業債2,641万5,000円を増額し、3億5,041万5,000円とするものでございます。これは企業債の増額でございます。

以上、資本的収入の合計でございますが、3,734万4,000円を増額し、4億593万円とするものでございます。

次に、支出でございます。資本的支出、項目1、建設改良費3,752万円を増額し、3億6,815万5,000円とするものでございます。これは、一つは固定資産の購入費でございます。医療機器等2,980万4,000円でございますが、これは数種類ございまして、病室内の空気をクリーンにいたします陰圧装置、フィルター、パーティション、あと呼吸用の保護具と紫外線除菌装置、超音波画像診断装置、これエコーでございます。この医療機器、そして院内LANのアクセスポイントの経費も入っております。もう一つ、病院の1階にあります受付、会計の前、たくさんの方に御利用いただいております腰かけでございますが、感染予防の観点からより清潔が保てる材質に取り替えさせていただきます。以上、医療機器等に2,980万4,000円でございます。

もう一つ、3、施設整備費、これも3つございまして、一つは病室の監視カメラが老朽化いたしまして取り替え、そして病室間の間仕切り設置、LED設置、この3点で771万6,000円でございます。

以上、資本的支出の支出合計は3,752万円増額し、5億6,631万4,000円となる

ものでございます。

5ページにお戻りください。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。一番下、資金期末残高、これは令和4年3月31日現在の残高でございます。5,302万5,000円を予定してございます。

6ページを御覧ください。予定貸借対照表でございます。資産の部、右の列、一番下でございますが、令和4年3月31日現在の資産合計は、37億4,816万5,000円を予定してございます。

7ページを御覧ください。負債の部でございます。中ほどでございますが、負債の部合計は36億1,379万7,000円。

資本の部、下から2行目でございます。右の列、資本合計は1億3,436万8,000円。

以上、負債資本合計は、一番下でございます。37億4,816万5,000円でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は25ページをお願いいたします。議案第78号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてです。

辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは下中谷・赤谷辺地におけるオートキャンプ場施設整備事業において、交換時期に達した合併処理浄化槽膜ろ過ユニットの取替えを追加し、同事業に係る事業費及び財源内訳等が変更となったことにより、辺地総合整備計画を変更するものです。

以上、よろしく御審議のほど、お願いします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

日程第14 上程議案に対する質疑

○議長（景山 浩君） これより、日程第14、上程議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議事の進行上、6日に提案説明のあった議案を含めた提案順に行います。

質疑は、会議規則第54条第1項に規定されているとおり、簡明に、かつ、疑問点のみについて行ってください。

また、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質

疑のみをお願いいたします。

議案第56号、令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第56号の令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算について質問をいたします。質問項目は6点あります。

今回の一般会計は、当初予算が約66億4,600万、補正で29億、予算総額としては100億円を超えてきたわけですね。その中で、結果として収入済額97億、前年対比に比べて23億ぐらい多い決算となっています。この中で、一つにはコロナの交付金が来たこともあると思います。かつてないこのようなパンデミックの中での地方自治体とはいえども影響があったわけですね。

そこで、一つにはこのコロナの交付金が来てどのような様々な努力をされて、かつてなく業者とかの話も聞かれて対応されてきたと思うのですが、この令和2年度の決算に当たり、コロナ対策でどれぐらいのお金が入ってきて、それを使った結果としてどのように住民の暮らしや営業を支えてきたよかった点と、課題としてどういうようなことが言えるのか。例えばプレミアム商品券等は何%でしたか、60%いかなかったんじゃないかな。そういう点から見て、今後も起り得ることだと思います。このような交付金が来たときの使い方として、よかった点、いけなかった点等を決算の中で示していただきたいと思うんですが、この点の準備と町長の考え方をお伺いしておきたいと思います。

2つ目に、決算が前年度よりも多くなってきたという一つには、キナルなんぶの建設ですね、これが大きいのと、それともう一つには、光ファイバーへの繰越しですけども、あるというのが大きいと思うんです。そこで、必要なものは更新して建て替えていかないといけないけれども、こういうふうな決算を見る限り、建物を建てたら多大な出費増となるわけです。これは計画的に進めるという点では、今回決算では個別施設の計画策定して令和2年の11月30日に策定が終わったんですか。この金額をこの令和2年度の決算で352万円を使って策定することになっています。個別施設の計画策定ができているのであれば、それを出していただきたいということと、やはり施設建設というのは長期的に考えて計画的に行われなければならないと思うのです。お金の使い方もあるし、その点について町長のお考えですね、今回は補正予算とかで出てくるわけですね。そこの考えをお聞きしておきたいと思います。それが2つ目です。

3つ目です。このコロナ危機の中で、とりわけ女性が仕事しにくくなったとか、格差が広がったのではないかとということが全国的に言われておりますし、身近でも痛切に感じていることでも

あります。何よりも、国もそうですが、政治の大きな一つというのは格差是正に取り組んでいくということが求められてくると思うのですが、この町内での格差の問題をどのように捉えているかという点で、2つの点から町長にお聞きしたいと思うのです。

一つは、なかなか民間の人件費というのは分からないけれども、やはり税金ですね、公費が出されているところでの人件費の格差というのが依然としてある事実ですね。庁舎内においては会計年度の任用職員、それと、決算で拾ってみたら莫大な数字になると思うんですが、指定管理や委託等に出しているところでの人件費は一体どうなっているのか。例えば一つに挙げたら、自立支援の、生活困窮者自立支援のデータでは1,000万円を社協に出して、そこで働いている方々。それからまだありますよね、いっぱいあるんですよ。一つには、先ほど出た学校給食のところで働いてる方々の人件費どうなのか。いや、町が全額出しているところ、そういうところでのいわゆる雇用状態をつかむ必要があるのではないかと。少なくとも今回決算に出てるところについては、もしつかめなければ、指定管理も委託も含めてどれぐらいの人件費が出ていて何人の雇用状況になっているのか。つかめているところでは人件費等も把握する必要があるのではないかと。思うのですが、町長はどのようにお考えか。これ、雇用の問題です。

もう一点は、住民の暮らしの中での格差の問題で、それに対して公的なサービスがどのようになっているかという点で、例えば一つ例を挙げれば、介護保険の問題があります。前回の広域連合の中で資料として出てきたのは、低所得者、可処分所得が低いほど認定率が高い。これは広域連合の中でも歴然とした事実として数字が上がってきました。私は予算や町の行政がお金を動かすときに、格差是正のため、それからより弱者に対してどのような対応しているかという点では、まず現状をつかむべきではないかというふうに考えています。

町長はこの間、コロナのこともあるのですが、住民の中での格差をどう捉えているか。一つに、介護保険で広域連合で出ました。認定の問題で広域連合の分が出たんですけども、この南部町版を出していただきたい。それは委員会の中で検討したいと思うのですが、町長は住民の暮らしがどのようになっているとお考えかという点をお聞きしたいと思います。それで、この決算でどのようにそれを是正しようとしてきたのかということもお聞きしたいと思います。

4つ目の問題は、地域再生推進法人をどのように位置づけるかという問題です。今回、地域再生推進法人は3つに、スポnetも入ったんですけど。3つになったんですよ。決算の中で見たら、一つにはまちづくり会社のデザイン機構の問題、ここには3,687万円のお金が出ています。半額が一般財源。また、JOCAの問題でいえば、今回1,703万円ですけども、これも半分は一般財源の問題。スポnet置いておきましょう。

それで、地域再生推進法人をどのように位置づけてるのかということがよく分からないんです。この間、住民の中からも地域再生法人のJ O C Aの行っている営利事業に対して、特別扱いをしているのがあるのではないかというような意見も出てきているわけです。地域再生推進法人といえども住民の理解と協力なしではこの町では成り立っていかないと思うのです。そういう疑問とか不満の声には、払拭するためには、私は地域再生推進法人として認めた町に責任があるというふうに考えています。

そういう点でいえば、例えば地域再生推進法人がすることに対して、補助金等を町も出していくのか。例えば今回建設のようなことが行われていたり、維持管理等についても地域再生推進法人はどのように対応していこうとしているのかということが要るのではないのでしょうか。とりわけ町が100%出して造ったなんぶデザイン機構とかスポンセとJ O C Aとはちょっと性質が違うと思うんですね。町とすれば、地域再生推進法人をどのように位置づけて、財政支援や様々な取組に対してどのような方向性で今まで、この今回もやってきたのか、今後どうするのかというこの姿勢を住民に説明する必要があるのではないか、どのようにお考えかという点です。

5点目には、地域振興区制度の問題です。今回も、毎回ですけれども、いわゆる会長、副会長への報酬として1,077万少し、交付金として5,600万円が出ています。このことが金額が住民の暮らしにどう役立っているのかということも、私は検証していかないといけないと思っています。

住民の中には今回、特に高齢化、人がいない、コロナの問題もあるんですけども、雨が降って草刈りができない、もう道路、それから田んぼ、農地ですね、含めて草刈りや維持することの必要性とそれへの補助、それを住民は求めています。今後そういうところにお金を使うことが出てくるのではないかというふうに考えています。そういう中で、地域のことは地域でやろうという振興協議会をつくったのですけれども、そのことが本当にその暮らしに役立っている内容になっているのかどうか、このことの検証が必要ではないでしょうか。

こういうことを言えば、振興協議会何でも反対するのかなと言いますが、そこにいる職員の待遇の問題も含めて、町はなぜこれをつくったかという、町は合併して職員を少なくする代わりにそのお金を使って地域振興協議会に人を配置したいと、こういうふうなことを理由で言ってきたわけですね。側面が2つあるわけですね。町の仕事を下請と言われてる問題。それと、自治組織だから自由に動きなさいっていうんですけども、そのお金があるのかないのかという問題もあるんですけども、今出している6,000万以上のお金が地域振興協議会の活動にとってこのことが妥当と言えるのかどうか、こういうことも町長は検証すべきときだといつも言ってるの

ですが、全然検証されていないのではないかと思いますので、聞いておきたいと思います。

あと6点目には、これはこれまで予算決算のところでも何回も委員会の中で言ってきました。委員会の中で言っている声が町長に届いているのかどうかというのをお聞きしたい一つには、町の行政を維持していくためには税金が入ってくる税務課の仕事というのは本当に大切な仕事だというふうに考えています。今回の決算を見てもいろんな資料が出てはいるんですけども、そこを担っていくためには、住民に不満や不安を与えないような公正さと厳格さが必要だというふうに思います。それと、いわゆるお金が動きますからこれはプライバシーの保護ということも考えなければならぬと思うんです。そこに徴収吏員として町職員ではない方を充てていっている問題。町職員ではないって語弊がありますね、会計年度職員ですけども、少なくともここにはきちっと一般職の町職員を充てるべきではないかってこういうことを何回も指摘しているのですが、一向に変わらない。このことについて町長に意見をお伺いしておきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。まず、最初の新型コロナウイルスの交付金の件でございます。令和2年度におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といいますのが国のほうから交付されているものでございます。約2億5,000万円、令和2年度では入ってきています。その内訳等々につきましては、委員会のほうで実績報告の資料がございますので、それをもって説明をさせていただきたいと思っています。

それから、2点目のほうの個別施設計画につきましては、既に議会事務局の閲覧、供覧のほうに付しておりますので、中身をもう一度確認をしていただきたいと思います。私のほうからは以上でございます。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。3点目の地域再生推進法人でございますけれども、これは地域再生法によりまして地域再生推進法人を指定することができるということで、現在、生涯活躍まちづくりに関して行政とともに事業を進めるというパートナーとして御協力を願っているところでございます。

それからもう一個、地域振興区の点でございます。今までの交付金やそういったところの流れの中で見直しをというところで、委員会でも御意見をいただいております。地域振興区がこれから担っていく役割として、やはり防災だとか福祉という点ではかなり大きなウエートを占めてくるという具合に考えています。中でもこのたび計画を策定しました地域福祉推進計画いうところでは、中核を担って協議会のほうではいろいろとこれからの役割というものを理解していただい

ているところです。コロナの状況もありますけども、そういったところで交付金の中の使い方の項目についても福祉という要素や防災という要素に重点を置きながら、必要かつきめ細やかな分析を行いながら、交付金の算定にも生かしていきたいという具合に考えています。

それから、一番最初のコロナの事業のところでも少し触れさせていただきますが、令和2年度は企画関係の経済対策で打ったコロナの事業が11事業ございました。中でも商品券ところの御意見をいただいております。商品券は1世帯当たり配布させていただきました商品券と、それからその後にやりました買いに行ったらプレミアムがつく、郵便局、町内5か所というものがありません。町内5か所で郵便局で買うというものについては、当時GoTo系の似通ったプレミアムのももございましたし、それからやはり土日を買えないというところで少し率としては伸びなかったというような分析をしているところです。

今後、商品券系で今回も1人に5,000円ということで配布をさせていただいておりますけども、やはりその活用する場所がスーパーやドラッグストア、それからホームセンターというところが重きにはなるんですけども、そこら辺を外れたほかの事業所、今回60事業所程度は協力を仰いでおりますので、皆さんのほうで町内の活性化につながるような使い方をしていただければという具合に考えています。私からは以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私からは、あくまでも総括的な御質問いただきましたので、総括的な内容でお答えしたいと思っております。

コロナの交付金、2億5,000万からのお金が令和2年度には入ってまいりました。くまなく有効に使えたのかというと、非常に配付効果が難しかったもの、それからこれは地域の事業者の皆さんを中心に非常に効果があったなというもの、いろいろあると思います。その効果検証につきましても、これから先々の中でやっていかななくてはいけないことだと思いますが、私がまず思っていますのは、やはり一般に言われてますようにデジタルの普及があまりにも遅れているということです。お一人お一人の所得、資産、これが正確に把握されなければ、均等に公平にこういういざといったときの応援ができないということを改めて痛感しました。それができなかったがために、こうやって日本の中ではばらまきとも批評されるような仕組みしかできなかったということが、やはり残念な課題だったと思います。デジタル庁もオープンしました。ぜひ町民の皆様にもこのデジタルの有効性というものを理解いただくように、行政として今後とも努めていかなければいけない、このように思ったところです。

建設工事に対する御指摘もいただいております。個別施設計画の策定をしておりますので、この

問題について多くの公共施設がございます。これからの高齢化社会、税収が見込めない、そういう中であってこれからのこの公共施設をどう生かし、どう使っていくのか、そしてその中で、もう既に必要性を失ったものはないのかという観点にも立ちながら、的確にこの公共施設をジャッジしていかなくてはいけないだろうと思っています。また議会の中にも行財政運営審議会等のチェックもいただきながら議会にもお諮りし、方向を見いだしていきたいと思っています。その中で計画性等をしっかりと立てながらやっていく必要があると考えています。

コロナの中での格差拡大については世界中で言われていますので、私もあると思っています。私たちはそういう格差の拡大をいかにどう抑えていくのかということの歴史は闘いだったと思いますので、今言われていますようなベーシックインカムを日本流にアレンジしたようなものを現実の社会の中でどう執っていくのか、または一部の方が言っています負の所得税、いわゆる所得の少ない人には所得税として還付をしていく、もらっていないけれども出していく、そういうような仕組みも世界中で試行がされてるという具合に聞いてます。それも先ほど申しましたお一人お一人の個人の所得や資産が正確に把握されて初めてできることでございますので、次の社会の中で、私たちが公平な社会を創造する上ではこのマイナンバーにひもづけられた情報というものがやはり重要になってくるんだらうと思っています。決して危険なばかりではなくて私たちに公平な社会をもたらす一つの道具になると、うまく使えば道具になるし、悪く使えば弊害が起きるといものだらうと思いますので、ぜひそういう中で行っていきたくと思っています。

行政施設の中で、会計年度や指定管理関係の職場の中の低賃金の御指摘もいただきましたけれども、一気に解決する問題ではありません。現実に会計年度として同一労働同一賃金の考え方を入れながら改善を図られてると、このように思っているところでございます。

それから、地域再生法人につきましては先ほど企画課長が申し上げましたとおり、共にまちづくりを進めるパートナーです。町に元気を与えるエンジン、活力を与えて人が動く、そしてお金が動き、よそからも人が入ってきて地域の皆さんと交流を深める、そういうまちづくりのエンジンとしてまちづくり会社やJ O C Aやそしてスポn e tを認定してるところでございまして、これはしっかりとこれからもタッグを組んで取り組んでいきたいと思っています。

地域振興協議会は、これにつきましても先ほど企画課長のほうが申し上げたとおり、防災と福祉ということを皆さんが言っておられます。まさにこの高齢社会、そして災害が毎年のように起こるこの社会の中で地域として皆さんが支え合い助け合う、そのリーダーとして地域振興協議会が存在するこの意義は大きいと思っています。災害ではありませんが、今ワクチン接種が行われていますけれども、その移動手段が非常にないという方々も、地域振興協議会の皆さんが各地域

の中で手分けをしながら西伯病院まで送っていただいています。まさにこういうみんなでやれる範囲のことを総力を挙げてやる地域包括ケアの南部町版、コロナ版が現実にある、この姿だろうと私は大変うれしく、また感謝をしてるところでございます。

それから、税務の問題もありましたけども、これも先ほど人件費の格差の問題で言いましたように、一概に資格がない町の職員でないからできないというものではないと思ってます。大変優秀な方でございます。ただ、いろいろな条件の中で町の職員として採用ができないという問題もありますけれども、今後の中で同一労働同一賃金、またはそういうキャリアを持った人たちがそのキャリアを生かせるような社会も必要だろうと思ってます。そういう中で、公務員の労働体系というのは少し柔軟性に欠けるなということは、今一般的に言われてることだろうと思ってます。35歳まで今、年齢制限で設けていますけども、そういう方々も能力のある方がその能力を生かせるような、そういう公務労働というものもあってもしかるべきじゃないかと思っています。そういうことも含めながら、これからは職員の皆さんが、行政に携わる皆さんが、生き生きと仕事ができる環境、そういうものを国の政策と一緒に歩みながら考えていきたいと思ってます。南部町だけで解決する問題ではないと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） コロナの問題では資料を出していただき、その検証ですね、先ほど担当課長も述べていただいたんですけれども、比較的住民から望まれた点等課題があったというところも出しながら、今後に生かしていけたらと思いますので、出していただきたいと思えます。

格差の問題で、町長はコロナの対応も遅かったのはいわゆるデジタル化ができてないんだとおっしゃったんですけれども、住民の所得とか暮らしの状況は分からないと言うんですけれども、そういう分からない状況でそしたら何で課税できるのかなと私、思ってるんですよ。何で生活保護や就学援助や国保に課税してるんか。唯一持っているのは地方自治体なんですよ。住民の個人情報を持っているのが地方自治体で、だからこそ公務員としての守秘義務とか保たれてる、これは非常に重要で、かつ重大なことだというふうに思っています。

人口1万ちょっとの町で、私はデジタルを入れなければ個人の情報がつかめないというようなことではないと考えています。保健師さんたちも回っているし、少なくともあの介護保険のときもこのように所得段階出してくれと言ったときも、きちっと出るデータ持っているわけですよ。私はそういう意味ではこういうふうに質問すれば町長が低所得者をすぐには救えないと言いますが、今それを救うべきお金出せと言ってるの違うんです。状況をつかもうじゃないかって言って

るんです。そこがまず出発点ではないかというふうに考えているわけですよ。だからそういう意味でいえば、格差としては先ほどおっしゃった低賃金とおっしゃいましたよね。こちらが格差、町長も指定管理や様々に出す中で低賃金の状態があるということをお認めになっていらっしゃると思うんですよ。だとすれば、その低賃金と言われてることが本当に全国で言われているように、例えば昔言われたワーキングプアですよ。それとか先日も言われたんですけども、自分の息子が非正規労働で結婚もできないと、こういうふうに言われているんです。その実態をまずつかむことではないかと思うんですよ。

そういう意味でいえば、2つ目に質問した格差の問題どう捉えるかという点でいえば、町で言えるのは、会計年度任用職員の分は出ておりますけれども、町が指定管理として10年、20年前ではこれを公費として払っていて公務員がやっていた仕事を今、民間やその他、町がつくったところに出してるわけですよ。そこがどんなふうな待遇で働いているのか、SANチャンネルもそうです。そこをつかむ必要があるのではないかと、そういうものを議会に出していただきたい。このことについては町長、どうでしょうか。私は、大変な作業かもしれませんが、町長がその気になれば各担当課で出ないことはないというふうに思っています。それに、少なくとも公務で仕事をして公共施設を管理してる方々がどのような待遇で働いているのかということは、もちろん行政側がつかんでおかななくてはいけないことじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

それと、ここで一つ例として挙げたのは、住民の暮らしでいえば介護保険の問題出しました。低所得者ほど認定率が高い。第1段階で44%です。10人に4人の方が認定されてるわけですよ。町長も御存じのように、そのうちの8割しか使っていないわけですよ。それが南部町ではどうなんだろう。今、スポnetとかありましたが、社会教育に行く中で、利用したらお金がかかるんです。そういう中でもしかしたらはざままでこぼれている世帯があるのではないかと、このことを考えていって、そこにどのような対応すべきかということは今後考えていかんといけんと思うんです。それで、一つの例として介護保険でその資料である所得階層別認定率の問題ですね。それから入所している人たちの所得状況、これもつかんでますから、それを南部町分を出していただきたい。このことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

それと、2つ目に話した施設の件は分かりました。私の勉強不足もありますので、資料を見て再度委員会で質問させてください。

4点目の地域再生推進法人は、行政とのパートナーになる、こういうこと、もうみんな何回も聞いてるんですよ。要はパートナーになり共につくっていくという認めた法人にはどのような待遇、対応するのかっていうことを聞いてるんです。そこが全然説明ないんですよ。一緒にやって

るパートナーだから、ほかには出せない補助金も出しましょうというのか。一緒にやってるパートナーだから、よそのお店も小さいお店もお弁当作っているけれども、パートナーである地域再生推進法人が作ったもんだから宣伝しようというのか。ここですよ。ここに住民が不満持っているんですよ、今。ということは、それを本当に住民に理解してもらおうと思えば、地域再生推進法人である行政とのパートナーと言えるものについてはどのような対応をするのか。ここをしっかりとルールを決めて住民に提示する必要があるのではないかとこのように思うんですが、それはどうでしょうか。そうしなければ、地域再生推進法人というのは地域に受け入れられませんよ。どうでしょうか。

それと、5点目の地域振興協議会では、課長がおっしゃっておられた、今後防災と福祉に力を入れたい。なるほど、現実的にはそうだと思うんですよ。私が今言っているのは、里地里山の維持管理をどうするのかということをはっきり言っているわけですよ。ここで、それをも地域振興協議会に付け加えろっていうと、これは行政のすることを下請を地域振興協議会にさせていくということになっちゃうわけですよ。防災、福祉を地域振興協議会を通じて協力してもらいたいけれども、町は一体防災についてどのようなことをして地域振興協議会にお願いしていくのか。福祉についていえば、町はどこまでやるけれども、どういうことを住民にお願いするのか、振興協議会にお願いするのかってならなければ、本来行政がすることの下請をしているのが地域振興協議会であり、そこでしてる役員たちにたくさんの仕事を負わせることになると思いませんか、町長。だから見直しを言っているわけなんですよ。本来行政がすべきことで、ほかに出すときにはきちんと財源の手当てもしてそれをしてもらっていく、そういうことをしなければ、何が何でもこのお金の中で、私は無駄遣いと言いましたが、反対に、このお金を出しているがゆえに仕事ばかりさせているということになっているのが現状ではないですか。そういうことに対してどのようにお考えかという点です。

税務課の件についていえば、公務員じゃない優秀な方々もいらっしゃる、それは否定いたしません、例えば公の業務を担ういわゆる税の徴収ですよ。税の徴収って普通滞納者のところに行くことが多いんです。この徴税吏員というのは、公務員以外になれるんですか、町長。それ聞きたいんですよ。どうですか。それを2回目の質問とします。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、糸田由起君。

○健康福祉課長（糸田 由起君） 健康福祉課長です。議員のほうから御依頼のありました介護保険に関する資料につきましては、連合のほうに確認しまして南部町版のほうを準備したいと思いますが、委員会のほうで準備させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。地域再生推進法人の、共に進めていく中で
の待遇だとか対応というところで話がございましたが、基本的には取組のイベントであったりに
ぎわいづくりのためのそういったイベントについては、周知も含めタイアップしながらやってい
くんですけども、営利を目的としたような、販売でもうけにつながるというような取組の周知と
いうところでチラシを入れたというような事案がございました。基本的にそれは行政文書の中で、
一緒な日に同じように配付をされたというところだったんですけども、基本的には営利を目的と
したようなそういったものに、細かいところのルール決めのところではそういった営利を目的と
したようなものに関しては行政文書の中では入れないというところでしたので、地域振興協議会
などにもそういった形の再度ルールの確認をしたというところで、そういった事案があったとい
うところを把握をしています。

それから、地域振興区の里地里山の管理までというところがありましたけども、交付金の中の、
今現在で各部がそれぞれ使うというところの振り分けに関しては、地域振興協議会の中でそれぞ
れの特徴でそういった地域づくり計画の中で、里山里地を重点的に地域づくり部できれいにして
いくぞというようなところには、その交付金の中での配分でやって活動していただいている部分
があります。行政のほうから、先ほど福祉と防災については連絡会等でも、先ほど町長答弁にあ
りましたとお話しをしているところもあります。里地里山、それから田んぼや山まで、そうい
った交付金の中で渡しているから協議会の中でやらなければいけないというような、そういった
形での交付金という説明はしておりませんので、そここのところの御理解はよろしくお願ひしたい
と思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。何点か御質問いただきましたけれども、先ほどの草
刈りであったり、それからもろもろいろんなことがありましたけども、地域福祉推進計画の冒頭
にあるように、この10年、そして20年ほどで地域の姿が大きく変わったことは議員の皆さん
とも気持ちを一つにできることじゃないかと思ってます。まだこれは序の口でして、きっとジェ
ットコースターが10両編成だったらまだけつのほうはジェットコースターは高台のところに止ま
ってるところで、これから一気に加速的に沈降現象というものが進んでくるのがこの日本の中山
間の姿ではないかと思ってます。

その中で農地を守り、山地を守り、いわゆる里地を里山を守っていくこの明確な方策は私にも
ありません。何とか地域の皆さんと力を合わせ、そして一つ一つのよりどころが小さくなったと

いのであれば、振興協議会という少し大きな固まりの中で人が寄せ合いながらこの解決策を話し合っていく。企画課長が言ったように、山に入って田んぼのけた草をそういうことを全てが振興協議会で、どだいこういうことは無理だと思います。

どうやればこのことを超えられるのか、もしかすれば自動の草刈り機であったり、今頃よく田んぼの横で見ますような草刈りの機器の導入ということが必要になってくるだろうと、容易に想定されるところです。そういう技術の革新に頼るところもあると思いますけども、何よりもやはり人の心がばらばらになってしまっては里地里山もないと思います。ぜひとも福祉だとか防災だとかというキーワードを通じながら地域を一つにまとめて皆さんで支え合っていく、そして行政もその中で一緒に悩み考えていく。そういう地域というものをつくり上げていく総和が南部町であってほしいと、こう思っているところです。

ですから、振興協議会については今後とも話し合いを続けながら、時代の変化に伴って何をすべきなのかということは常に変化し続けることだろうと思いますし、7つの振興協議会の中でその状況は一つ一つが違います。地域に的確に合った問題解決に御尽力いただいている振興協議会に、先ほども申しましたように大変力強く思ってますし、敬意を表しているところです。

冒頭言われました税の問題は、これは私が町長として言うのははばかれますね、一般的には申告主義で、税務というのは御自分で申告する義務がありますし、そういう日本の税システムです。その中で、今インターネット取引であったり見えないところの取引がたくさん出てきて、地元の小売店で物を買わないという現実もあるのではないかと思います。

その中で、本当にじゃあ私どもが一人一人の税を管理できてるかということ、これは税を管理するのが役場の仕事ではありませんので、個人から申告された税に対してはきちんと管理をしていますけども、個人のこれが間違いのない所得であったり、これが資産であったりというものについては、これは非常に今の社会の中では難しいだろうなというように思えるところだと思います。

例えば資産一つにとっても、こんな人がおられるかどうか分かりませんが、南部町にある資産については分かるかもしれませんが、それがもしかしたら海外にお持ちなのかもしれない。そういうことも今はこの社会、世界、地球が小さくなったという具合にいろいろなことが起こっていると思います。そういうことがまた格差を生んでるのではないかと思います。

ですから税の制度も、さらには先ほど言いましたように格差を解消するための施策も、これは私たちが、人類がいろいろな英知を振り絞りながら格差解消のために歩んでいかなきゃいけない宿命だろうと思っています。何が、今の税制度がいいというものではないわけですから、常に新たな技術や新たな革新的な技術も入れながら取り組んでいく必要があると思っています。

それから、地域再生法人のお弁当の話がされましたので、もしかしたらそのお弁当に対してJ O C Aがいつぞやはお弁当の配達をするということで私も注文して食べました。もしそのことであれば、住民の皆さんの例えば不公平じゃないかという声があれば、これは真摯に受け止めなくちゃいけないと思ってますけども、決してJ O C Aに対してそういう営利目的の仕事に対してひいきにするということはないと思っています。あくまでも再生法人として協定を結んだ範囲の中の業務について、一緒にタグを組んでまちづくりのエンジンになってもらうという目的だろうと思っています。

介護保険の問題については、先ほど健康福祉課長が申し上げました。介護保険がここの場ではありませんけれども、所得階層別の認定率が低所得者の方が、低所得者の方だから認定率が高いというエビデンスが本当にあるのかどうかは、私もまた勉強させていただきたいと思います。見る数字のパーセントは確かにそうですけども、母集団が違いますので、これが本当に例えば出現率、確率的に正当なものがあるのかどうかと、これは真壁議員もお持ちなのかもしれませんけれども、そういう正当的な数字、確率論に基づいたものなのか、どうしても真ん中のところが多いわけですね。上と下は少ない。その少ない中で率が高いということが本当にこのエビデンスがあるのかどうかということはまた勉強させていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一つは、地域振興協議会の中で出た草刈りの問題で、地域振興協議会に草刈りせって言うてるの違うんですよ。私はまず一番最初に言うてるのは、地域振興協議会の在り方を検討して見直すべきではないかという点で、住民から草刈りのような声が出ていると。そういう点に対して、今後町がするということはお金がかかるわけですね。そのお金の捻出も含めて、地域振興協議会のお金の使い方も考えたほうがいいのではないかということをおっしゃってらっしゃるんですよ。当初……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、質疑に徹してください。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

当初地域振興協議会ができたときは、地域で小さな集落で人がいなくなったら葬儀できなくなっちゃうというのが大きな理由を占めていました。現在どうかというと、葬祭会館が幾つもできてそういう心配なくなりました。ただし、住民からお金出るのが増えてきました。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、簡明にお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、分かりました。ちゃんと回答が来ないからね。

そういう意味でいえば、そういうこと言うてるんじゃないかって、地域振興協議会の在り方と、町

の財政から見たお金の使い方について年代も変わってきてますから変化もあると、町長もお認めになっているので、それについては検討すべきではないかということをおっしゃっていますが、その点についてどうなのかということをお答えいただきたい。

もう一つは、地域再生推進法人は町長は住民が不公平と思ったらけしからんと言ったけど、不公平なことやっっているのが行政と地域再生推進法人なら謝らんといけないんです。その感覚なしに、住民が言ってこないからいいんじゃないかって、このやり方は、先ほど潰れた国の在り方と似てますよ。やっぱり聴かないといけない、住民の声聴いたときに自分たちの間違いどこかって言ったら素直に謝らないといけないと思うんですが、まだその辺が正直言って分かっておられないんだなというふうに今聞いて思いました。住民が言ってきたからいけないんじゃないかじゃなくて、本来行政の立場としてどうなのか、地域振興協議会としてどうなのか、地域再生推進法人でどうなのか、この立場をきちっと明確にして住民に誤解のないようにしていくのが町の責任ではないかということについて、どのようにお答えなのか。

税務課の問題も、税の申告の問題や税の取り方の不公平の問題だけを言ってるのではありません。私が言ってるのは、徴収吏員としてどうして公務員を置かないのかということ聞いてるわけです。そのことにお答えにならないで、そもそも税の申告だと、当然民主国家というのは税の申告主義なんです。税の申告の下で国の税が成り立ってるわけでしょう。町長がおっしゃるのは隠れてるかも分からんと言っちゃったら、これもう仕事になりませんよ。そういうことを裁く権利は……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。そういうことを裁く権利は……。

○議長（景山 浩君） 一般質問と同様のスタイルの質疑は……。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

○議長（景山 浩君） 気をつけてください。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

そういう意味でいえば、そういうやり方を行政はそこまで手を出してやっていく責任持ってるわけではないんですから、そう言ってるのではなくてこちらが言っている、どうして徴収吏員に公務員をちゃんとした、充てないのか、それで民間でも優秀な人がいるといえばその方が徴収吏員になれるのかって聞いてることについてお答えいただきたいんですよ。分かった、はいってそうそう、みんな分かってる。町長分かってください。

それで最後の質問ですから、2番目に言った格差是正の問題では、公費で出している指定管理

や委託、そういうところの人件費の動向をつかんでいただきたい。このことについてはどうですか。具体的にはもし出なければ、人件費まで把握していないというのであれば、指定管理、委託先の人件費として幾ら出てるかという分を資料で出していただきたい。このことについていかがでしょうか。

これが最後ですね。はい。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。大分私も答弁しなかった分がありますね。税の徴収吏員のこと。（「そうです」と呼ぶ者あり）これは税の徴収吏員は任期付であろうとこれは公務員ですので当然同じ徴収吏員ということは可能だと、このように聞いております。

それから指定管理の人件費、その指定管理の中で人件費という項目の中であるのであれば、指定管理の中で。これは議会の中にお示しする必要があると思っています。ない場合には、これはなかなかお示しできないだろうと思います。

それから、何がありましたかいね、あと。（「地域再生推進法人」と呼ぶ者あり）地域再生推進法人ですね。住民に誤解を与えているということであれば、これは訂正しておわびをしなければならないと思っています。そのようなことはないと思いますので、また事情を担当課のほうに調べさせ、私のほうが報告し、もしそのようなことがあればおわびをしたいと思っています。

地域振興協議会の課題は、常に時代とともに変化していきますので、振興協議会やそれから地域の在り方等をお互いに話し合いながら、毎月こうやって話し合ってきてますので、話し合いながら住民の福祉、福祉はとにかく幸せという意味だと思っていますので、その追求が行政の仕事だと思っています。振興協議会は行政の下請ではなくて、同じように同じ思いでやっていただくものだろうと思っています。

先ほど下請というような話がありました。合併当初、地域振興協議会に対して行政の下請だという声もありましたけども、決してそういうことではないと思っています。そのような行政は、今までそのようなサービスをしてこなかったわけです。地域の中の課題を地域の中でできてた。それが先ほど言いました急速なジェットコースターを落ちるような少子化、人口減少、高齢化の中で地域ができなくなった、このことにフォーカスをして柔軟なやり方の一つとしてこのような取組を始めたものです。

一気に物事は解決をしませんけれども、私は確実にその地域の中で重要な役割をしていただいていると思います。必要なことについては柔軟な発想をお互いに提案しながら、その時代に合っ

た、また地域の課題に合った取組を共にやっていきたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私、1点だけ確認を取らせてください。質疑をさせていただきます。

昨日、監査委員さんの一般会計の審査意見ということで出てきましてちょっと驚いたんですけど、町内の小・中学校、児童生徒数の減少は5年間で100名を超える。少子化対策、住民定住対策に施策の推進を図りたいということで、昨日意見がございました。

その中で、このたびの決算を見ると、民生費が前年度と対比して1億3,300万で22億2,700万の決算になっておりました。その中の5,000万は国保のほうへ一般会計から、1回きりということで5,000万の支出をされたわけなんですけど、それ以外のものでこのコロナの感染症対応地方創生交付金、大体何%ぐらいこの中で占めているのか、その点をまず確認を取りたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 総務課長、すぐ数字出ますか。（発言する者あり）

発言ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。コロナの目的別で決算という中で、もう一度見直して計算し直せば確かに出てくると思いますけども、一つ一つの項目の中にコロナが入った目的別の決算でございます。すぐにこの数字が出るのかどうか、後ろのほうでもざわついていますので、多分簡単に出ないと思っていますので、もし委員会の中で聞いていただきまして、出なかった場合にもお許しいただきたいと思います。コロナの対策については必ず精算しなければなりませんので、これがどう効果を発揮したのかも含めながら継続的に追っていく数字だろうと思っていますので、御容赦いただくこともあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） すみませんでした。もし出れば委員会のときでもお願いできたらと思っておりますが、それを何を最終的に町長にも質疑をするかということ、この中で多分、相当数コロナの交付金が利用され、先ほど話のあった格差解消のための支援を相当数やっておられるのではないかなと思うんですけど、これはあくまでも一時的なものであって、監査委員さんが言われる少子化対策には直接影響はしないというふうに思うんですけど、町長、その点についてはどういうふうに、今後の対策も含めて確認を取っておきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。少子化対策は非常に重要で、これまでも力を入れてきました。

例えば単純に住宅を造って、アパートを造ったり住宅地を造って、そこが若者たちに安く提供すれば、その期間は確かに出生率であったり子供たちの数は間違いなく増えると思いますけども、安定的に人口減少策になるかというところ、これも少し怪しい問題になってるのが実態です。私もこの夏に少子化対策をどんなことをほかの例えばうまくやっているとところというのはどういうところなのかというのを見ましたけれども、瞬間的に効果を上げる、例えば今言いましたような住宅施策だとか移住定住のために支援をかけてやる、このことをずっと続ければ確かに増え続けるでしょうし、土地があり続けられるかもしれませんけども、本当にどこに一番の課題のネックがあるのかというところは難しいと思っています。

フィンランドが、あの福祉国家が2.0ぐらいあったのがこの10年間で今、出生率1.5になってすごく慌ててると聞きました。それから、お隣の韓国は0.84ぐらいじゃなかったかと思っています。この4月から、フランスのように民法を変えて結婚の概念を変えたはずですが、フランスは唯一成功したと、これは戦争でドイツに負けたことが基になって、あのような制度が定着、百年の計で定着したんだということは有名ですけども、多くの国が進歩とともにこうやって出生率を落としている。タイという国がありますけど、タイも1.5になっています。私はタイはもう少しあるんじゃないかと思ってましたけれども、女性の大学進学率が60%以上で男性は40%台だという具合に聞いています。

どこの国もやはり今、女性がもう教育を否定するような国は絶対ないと思いますし大事なことだろうと思いますけれども、同時にそのことは深刻な少子化問題になっています。ですから、今までどおりのように女性が家庭の中で中心的に子育てをしたり家事をしたりというようなことの反動は、間違いなく少子化を加速することだろうと思っています。

先日、振興協議会の中で、息子さんや娘さんが同居してたり、たまに帰ってきて御主人側のほうが炊事場で皿洗いをしたところを、それを白い目で見ると家庭では孫は増えませんよという話をしましたけれども、今や若い世代にとって、もう一緒になって子育てをしたり家事をしたりするのは当たり前のこの社会の中で、私たちの、私も含めてですね、暮らしの中でやはり女性は女性の役割であったり男性は男性の役割であったり、そういうものがやはりベースにあるよなということを改めて思っているところです。時代を反映するテレビのコマーシャルも、見方によればこれは新たな家庭の姿というものを提案していることだろうと思っています。そういう一番の私たちの暮らしの今までの当たり前を少し変えることが、長い目で見て少子化に対応していくすべではないかと思っています。もちろん、それは南部町だけの問題で済むことではありませんので、

さしずめは移住定住であったり、何とかして増やしていかなくちゃいけないと思っています。

今、もうすぐ、今回予算出てます成人式ですけども、成人式は110人ぐらいの成人世代がいるんです。20歳になった子たちは110人ぐらいいるのが、今の小学校世代の中で80とか70とか、それが落ちてきてる、確実に減少にストップはかけられないということがじくじたる思いであります。何とかしたいという思いは皆さんと変わりませんので、ぜひいろんな意見を総合的に運用しながら、将来も南部町が子供たちのにぎやかな声で包まれるような地域をつくっていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 丁寧に説明ありがとうございました。私、12月議会ではこのことで一般質問しようと思っております、しっかりと今度は意見を言わせていただければと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。1点だけ町長にお伺いしますので、よろしくをお願いします。

今の新型コロナの状況なんですけども、全国的に収まる傾向が、多少感染者が減ったとかいうのはありますけども、恐らく簡単にそうは終わらないと思います、この問題。見ますとPCR検査、これは早期発見早期手当ををするというのが決め手になると思うんです、全てのことにね。だからそういう中でいうと、PCR検査は全国的にはどうか分かりませんが、県内で見ますと負担金が、受けて希望によってやる場合は多いところでは2万数千円、低いところでは1万数千円の格差があるわけなんです。私が見たところによりますと、当町で見ますと町内で受ける場合にはやっぱり西伯病院を使われると思うんです。そうしますと、2万3,100円ですか、何ぼだかがなってるようです。

私は、本来は希望者全員にやっぱりやるんだと、町が見ますよというのが理想だと思うんですけども、まだそういう点でいうと財源的にどうなんだということもあると思うんです。私が言うのは、せめてどういう理由があってもやっぱり県外に用事がある、あるいは県外から子供だとか孫が来る場合には何とかしてそれに対する補助金を引き上げるべきだと思うんですが、町長、その点に考えはどう思ってるのでしょうか、お聞きします。（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。PCR検査のことの御質問いただきました。

検査の手段は今少し増えてきたと言われますけれども、PCR検査が主流になっていると思います。今、子供たちに感染力があるデルタ株が非常に感染が広がるということが問題になっています。その中で例えば今、1年1組で広がったとしても、その他のクラスのところは今、国のほうがPCRをしてくれません。学校全体で今、鳥取等もやっていますけれども、あれは全部自己負担だということでございます。学校一つやりますと数百人にかかりますので、ぜひ今度また皆さんに御相談しながら、あってはなりませんけどもしそうなったときには、非常におそれのある感染に近いところの至急やるという方向で、皆さんに御相談したいと思っています。

その中で、やはりPCRっていうのは濃厚接触であったり、そのおそれの高い部分に重点的にやっていかなければ効果はないんじゃないかと、今言われています。例えばバブルとってやりました東京オリンピック、あの中で完全に閉鎖した中で毎日に近いほどPCRをして、それでも何人か出てきた。それを乗り越えた御記憶もあると思います。

一方で、山口県、広島県もやっていますけれども、一向にPCRで抑え切れない、それはやはり人が動きながらの中でPCRを、いや僕はちょっと今、今度どっかに出るからPCRっていう、御自分の都合ではコロナは許さないんじゃないかと思っています。確かに安心の確保ということには、受けられた方の安心の確保にはつながるかもしれませんが、それによって感染を抑えるということは、また今後研究も出てくるとも思いますけど、非常に難しいんじゃないかと今言われています。濃厚接触者の周りやその辺りのところを重点的にやることで感染の拡大を防いでいくという方向で、南部町では考えていかなくちゃいけないんじゃないかと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） お答えを聞きました。

私は例えて言うと、自分が出ていく場合でどっか県外に地域から出ていく場合に、症状は自分はないわけです。でも、あるいは既に感染してるかも分らんわけです。そうした場合に、外に行く場合には迷惑かかるし、また向こうから来た人が持ってる場合はそれを早期にやっぱり発見するということが必要だと思います。そういう点からいって、一般質問でどういう答弁がかかる

か分かりませんが、された方にですね。ぜひ感染を抑える手だての一つとして、PCR検査についてはやっぱり私たち議会のほうにも御相談を受けて、ぜひ感染を抑えるために引き続いてお互いに知恵を絞っていきたいと思いますので、よろしく、あとの再質問だけですけども、答弁は要りませんけども、そういうつもりで頑張っていたきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。土木費の公園管理事業のところでは574万8,000円減になってるんですけども、これの内訳が知りたいです。

それと、委員会のときの町民生活課のシルバー人材センターのところでは、インボイスの説明を求めたいんですけども、説明できますか。

それと、あと南部町の里地里山維持管理のところでは、鳥取県の補助金をもらって活動してるNPO法人があるんですけども、陶山町長、御存じありませんか。以上。（「すみません、最後の……」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 陶山でございます。NPO法人は町内でどのくらいおられるのかは分かりませんが、里地里山の活動かどうか分かりませんが、生物多様性の関係で鶴田の野口さんがそのような活動をしてクラウドファンディング等もやっておられて、職員も大分賛同して寄附したということを聞いてますが、そのくらいしか何か里地里山で思いつくところはございません。（「それだけで結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） それでは、ここで休憩をいたします。それでは、再開は11時15分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時17分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

議案第57号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。（「回答をもらってない」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時19分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

議案第57号について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、どうもすみません。

議案第57号は、国民健康保険事業特別会計の令和2年度の決算です。これについて町長、2点お聞きしたいことがあります。

一つは、県一本化の問題です。令和2年受けて、令和2年中に相談をして令和3年から3方式になって割合も変わってきました。これは着々といわゆる県一本化の準備をしているというふうに、私は受け取っているわけです。

町長、県一本化になったときの住民と町へのメリットというのをどんなふうにお考えなんですか。例えば国民健康保険税の今回令和2年度の決算では、収入未済額が1年間で618万円出てるわけですね。この収入未済もそうですけども、国保税・料そのものが各市町村によって違うんですけども、それをも一本化にしようかという動きがあるわけなんですよ。

私は町長が広域化について、県一本化について、例えばこの保険税の税額の問題や、今後起こる未収についてのことをどう考えてるのかとお聞きしたいということと同時に、もう一つは、この収入未済が1年間で618万起っている。これはかつて税務課の方々に聞いたときも、なかなか払えない現実があるんだっていうことを言ってるわけですよ。そこから見たときに、国保税というのは所得がなくても来る税金です。2割、5割、7割の法定減免をしてもなおかつ61

8万、1年間にこれぐらい出てくるということについて、私はこの滞納世帯の状況把握ですね、どれぐらいの所得層が何件収入未済になっているのかという資料が要るのだというふうに思うのですが、その資料も提供してほしいし、町長については、この収入未済がどのような状況で起こってるかということをごんごんに把握なさってるのでしょうかという、この2点です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。皆さんの御理解をいただいて4方式を3方式ということで、大きな一歩だったろうと思ってます。決して県の一本化がよいというものではありませんけれども、少なくとも小さなこの国保の会計の中では限界があるというのは、皆様方と一緒に理解していただける事項ではないでしょうか。そういう、後期高齢と同じように大きな保険機構で税機構にはなっていますけれども、保険機構でこの国保を維持するということが目的だろうと思っています。しかし、まだたくさんの課題はあります。大きな人員を抱える支部の問題もありますので、これからもまだ南部町が3方式にしたからといってそうすぐになるというものでもないと思いますけれども、鳥取県がどういうリーダーシップを執っていくのか、これからも見守っていきたいと思いますが、決して4方式を3方式に急いだのは、確かに将来を見据えるという問題がありますけれども、資産の問題にはいろいろな課題があるということが原因だったと思います。

2つには、収入未済618万ですよね。私も前、一緒に各家庭を訪れて徴収のお手伝いをしたことがありますけれども、徴収に行くところはいろいろな課題をお持ちだということが改めて理解をしたところです。決してこの国保だけの問題ではなくて多様な問題を抱えておられますので、一概に国保のお金を何とか頂けないだろうかだけでは済まない問題だなと思っています。そういう問題を一つ一つ、これは行政としてですね、先ほどの御質問とも一緒になりますけれども、暮らしの中でどういう問題があるのかというのは、これは行政の中で解決する問題もあるのかもしれないので、そういう点については国保から離れて、福祉の問題であったり、そういうところで解決の図れるものであれば、ぜひそういうところでお支えをしていかなきゃいけないだろうなと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点目の県一本化、私が今言ってるのは、県一本化というのは、もう県が一緒になったんだけど、今度保険料・税を一緒にしようという動きがあるわけですよ。そのことについて先ほどの町長の答弁では、町長としては必ずしもそれがいいとは思っていないというふうに理解してよろしいでしょうか。なぜならば、鳥取市とか大きいところは一緒かもしれませんが、町村にとってはメリットないどころか高くなる可能性があるわけです。そうい

う意味でいえば、町長は1人でもなかなか言いにくかったら近隣町村や、と一緒に税の一本化はちょっと待ってくれと、やめてくれということを書いてほしいと思うのですが、どうでしょうかという問題です。今の段階で町長は必ずしも税を1つに統一するのはいいとは思っていないというふうに理解していいのかということです。

2つ目には、おっしゃるように収入未済が出てきたときに暮らしが見えてくるというのは事実だと思うし、そんなふうに捉えなくてはいけないと思うんです。そこから支援策が始まると思うんですけども、町長、この収入未済では件数と、以前に税務関係では、保険税は税務課でしたか、すごく分かりやすい所得階層別の人数を出してきてくれたんですね。それと同時に、そこに滞納世帯が分かるものを出していただきたいと思うのですが、どうでしょうか、できますかということです。滞納世帯が何件あって、どのような所得層に滞納が多いのかっていうことを把握したいと思うのですが、それは出すことができるでしょうか。この2つです。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。国保の税だけの範囲ということですか。国保税には所得割というのがあって、所得階層というのはそこに何人の方、所得階層ごとに何人おられるかということからは出ます。そこに滞納世帯を載せる……（「が分かったら」と呼ぶ者あり）すぐすぐにできるものではないですので……（「委員会までにできる」と呼ぶ者あり）ちょっとすぐっていうことを約束できませんので……（「すぐは出ない」と呼ぶ者あり）滞納件数は、決算の事業報告書のほうに滞納件数を載せてたと思いますが、それは……（発言する者あり）はい、事業報告書に載せておりますので、そちらのほうを御確認いただければと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。先ほど県の一本化と言いましたが、率の一本化の問題があると思いますし、鳥取県は一本化に向けて現在進めるという方向でいますので、これは南部町以下各町村が声を荒げてそれはいかんという問題ではないと思っています。一本化してる県もあるわけですから、その動向を踏まえた上で大きな流れとしてこれは致し方ないとは思いますが、ただ課題もたくさんあると思います。野放しで保健活動がおろそかになるのではないかだとか、いろいろなことが言われていますのでそういうことを十分に吟味しながら、その会議の中で申すことは申していかなくちゃいけないと思いますが、私の感覚ではなかなか厳しいだろうなどは思っています。今後その会議の流れ等を十分に見ながら、適切な対応をしていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一つの広域化の件では、町長もお述べになっていたと思うんです

けれども、県というか国がその方向でいってるもんだから、どうしても保険税や料についても一本化でいこうっていうことになると思うんですけども、町長にお聞きしたいです。この国保の一本化というのは、要は国が財源を本来であれば1兆円出せばいいところを国保、県一本化にして、そこでの県が補助金出したかったら出したらいわってというような感じでのわけですね。鳥取県出さないわけですから、要は社会保障費の中の国保に対してどれぐらいのお金出すかということでは、政局の中で決まってくるわけですね。この政局が非常に動いている。もし今の政権が替わったら、社会保障費の枠も大幅に変わってくる可能性もなきにしもあらずなんですよ。だからそういう意味では、ほかの町とも相談しながら、税を確定するという事はもう直接被保険者に影響してくることでありますから、そこについては慎重にしてほしい、というか時間延ばしもししてほしいってことです。時間延ばしを含めてお考えいただきたいということについて努力していただきたいと思うけど、どうかということ。

それと、税務課長がお答えになってくださったんですけども、件数のことについて確認します。今後、後期高齢者のときも言う予定ですけども、町長、この際コロナの中で格差が広がってきて明らかになったというときは、そんなに大きな町ではありませんから、例えば公共料金を滞納するという状況ではどういう状況なのかということ、やはりもう少し具体的に町を挙げて取り組む必要があるのではないかと。どの支援策が必要なのかということがあると思いますので、そういう視点から、大変ですけども、もし時間がかかれば今回の議会で間に合わなければその後も議会に提出してもらったら結構ですから、国保世帯の滞納の所得状況について資料を出していただきたいということについて、いかがでしょうか。再度お願いいたします。（サイレン吹鳴）

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。先ほどの真壁議員さんからの資料の件ですが、ちょっとこの議会中は間に合わないかもしれませんが、少し検討させていただいて、また議会のほうに御報告をさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。邪魔をするという趣旨ではなくて、これは極めて町村にとって不利だということであれば、これは町村会挙げて是正をお願いしていかなくてはいけないことだろうと思っております。会議は進んでいますので、その中で申し上げなければならぬことは申し上げながら、一つでもいい制度になるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） では、次に、議案第 5 8 号、令和 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、すみません。これも同じことなんです。後期高齢の分についても、今回負担増とかいろんな問題があるんですけども、決算で見ると現年度の未収金は三角の 6 5 万 7, 0 0 0 円ということ、これは理由は聞きました。過年度分に含めて 7 9 万幾らあるわけですね。御存じだと思いますが、後期高齢者の滞納が出るというのは、普通徴収者、普通徴収者というのは月の年金が 1 万 5, 0 0 0 円以下の方々が対象になってくるわけですね。その中では、途中後期高齢に移行する中で分からへんという人も出てくるのかもしれませんが、この収入未済の件数と実態を、言ってみれば 1 万 5, 0 0 0 円以下の年金の方々がどれぐらいいらっしゃるのか、中には違う方もいらっしゃるんでしょうけども。そういうことをきちっと調べておく必要があるのではないかと。そういう資料を出していただきたいということについて、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。先ほど議員言われました、基本的には低所得の方が年金が少ない方が普通徴収ということでは言われてますが、基本はそうなんです、事情により、本来特別徴収の方も普通徴収になられておられるという方がおられます。今回といいますか、滞納の内容を申し上げますと、普通徴収のそういった低額の方が滞納をされておられるという実態ではございません。何らかの理由で大きな金額、本来でしたら特別徴収という方が特別徴収に遠慮されるというか辞退ということで、届出によりまして普通徴収という具合になっておられる方、この方が滞納ということで、実際は 5 人ほどなんです、金額が大きいということからその辺のところ徴収率というものにも影響をしてくるという実態になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 5 9 号、令和 2 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第60号、令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 60号の住宅資金の貸付事業特別会計の決算ですけれども、町長にお聞きしたいのは、ずっと事業が終わっていったといっても、現年度分でやっぱり300万ぐらゐの収入未済が起こってきているという現状ですね。このような形でいつまで続けるのかってことなんです。形式的な会計をどうするのかということと同時に、そのことがもう一つ、対象者に対して、収入未済の方々に対していつまでこういうのを続けるのか、中の一覧表とか見せてみたら、もう徴収無理じゃないかっていう方もいらっしゃるわけですよ。そういう方々についても、どの機会を考えようとしてるのかということをお伺いしておきたいと思います。あと細かいことは委員会でも資料出してもらいますけれども。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。こういう未収金というものが行政の中でたくさんあって、特にもう数十年前の未収金というものもあるということも監査指摘があるということも聞いています。これまで町としましても徴収条例等の設立をして、もう徴収困難、不可能ということも議会にお諮りし、それをなくす努力というものも検討もしてきたところですが、それが税の合理性、税ではありませんね、使用料、利用料、そういうものの合理性に欠くのではないかと、いろいろな意見もあって前に進んでいませんが、できるだけ速やかに対処しなければならぬ課題だろうと思っています。詳細については今後の議論になると思いますけれども、多くのこの未収金を皆さんにお諮りしながら対処していきたいと、町長としては考えています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第61号、令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第62号、令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 申し訳ございません。先ほどの分は、今、浄化槽の件で言います

けれども、公共下水も農業集落排水も浄化槽も同じことです。これは総括質疑ですので町長にお聞きいたしますが、いわゆる分担金です。使用料って毎年、分担金で滞納が起こってるという問題です。

今回やはり、住民の生活実態どうなのかっていう点を見ていく中で、どのような経過で過年度分が依然として残っているのか。分担金の問題ですね。とりわけ農業集落排水では300万ちょっと、分担金ですよ。公共下水では707万ですよ。決して少ない数字ではないと思っていますので、この把握と現状について委員会でお聞きしたいと思うのですが、町長についてはこれに対してどのようにお考えでしょう、この数字を見て。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 先ほどお話ししました未収で残されている分担金について、その内容、性質というものを一つ一つ吟味しながら、一定の条件の中で今後どうするのかということが検討されなくてはならないと思っています。今後、残ってます未収金の問題について、先ほど同様に将来的にどうしていくのかということを検討していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第63号、令和2年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第64号、令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第65号、令和2年度南部町水道事業会計決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第66号、令和2年度南部町病院事業会計決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第67号、令和2年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第68号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第69号、南部町手数料徴収条例の一部改正について、質疑はありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 1点だけお願いします。

新旧対照表をちょっと見たですけど、旧のほうの行政、今までの800円が新しいのではなくなっちゃって、今度その、住民の立場からいけば、こういうことしたらどのような流れになるかだけ教えてください。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。住民の方の立場から言いますと、これまでどおりで変更はございません。これまで手数料につきましては条例で定めておったのですが、今後はJ-LISという発行元と委託契約によりまして、町がそのお金をJ-LISに代わり住民さんから同じように預かるということになりますので、住民さんは窓口では同じ金額をお支払いいただくということになります。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第70号、南部町児童厚生施設条例の一部改正について、質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 第70号、児童厚生施設条例の一部改正。これは児童館を指定管理できるという、こういうことなんですけども、町長にお聞きします。そもそも行政が指定管理をしていくというこの理由は何なんですか。私たちがつかんでいるのは、いわゆる今の一つには、財政的に見て町が行うよりも民間等に出したほうが財政的にもメリットがあるという問題。2つ目には、民間のノウハウを使うことができるということなんですけども、教育施設等を指定管理してきて、この間全国的にも指定管理を元に戻すというようなことも起こってきてるわけですよ。児童館を指定管理にするというのは、恐らくめどがあるんやと思うんですけども、一

体どんなふうなこと考えてるのかというのを聞きたいんですけど、指定管理というのは、今回児童館を指定管理する意義というのはどこにあるわけですか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。今回の条例は、指定管理をすることができるということでございます。先ほど議員からもありましたように、指定管理をするという場合にはサービスの向上とか、それから効率的な運営、そういったことを目指して、その場合にメリットがある場合に指定管理をしようというものでございます。

今回はできるという条例を議案として上げさせていただきまして、どこにするかとか、本当に指定管理に向かうのかというのは、今後、審査会とかそういった手続を踏んでまた議会のほうにお諮りしたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確認ですが、今回の児童館の条例は、する、しないかは別として、条例を整備しておくということを言ってるわけですか。そこ、もしそうやったら近々に指定管理なんか出てこないですよ。それ何考えてんのか分からへんから聞いてるんですよ。どういうふうに考えてるのかということ。

それと、もう一つ教えていただきたいのは、私は指定管理はできても、全部指定管理するような条例つくったらいいと思っていないわけです。それで、今回児童館を指定管理するという項目入れてもいいよということになれば、児童館を指定管理するという意義は何かということについて、きちっと答えていただきたい。サービスの向上、効率的な運営、そんな……。どんな効率的な運営になるのか。サービスの向上というのは、どこに指定管理するのかによるわけですよ。私は今、こんなことする意義あるのかなと思ってるんですけど、それについて町長、どう考えて、一体何を考えてこれ出してきたんですかということなんです。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。先ほどの答弁と同じような趣旨になりますけれども、このたび条例でできるということは、基本的には効率的な運営、それからサービスの向上に民間の活力を使うということでございます。

これを出すのか出さないのかということは、事務局案としては出す方向で考えておりますけれども、それについて適切かどうかということところは、審議会の議会等を踏まえて実際に出すかどうかということを決めて、議会のほうに提案させていただきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 細かいことは委員会で聞きますが、私は町の姿勢言ってるんですよ。こういうふうな指定管理を含むという条例出してくるときには、出してくるときには何を準備して出してきたんですかって、ほな聞き換えましょうか。指定管理を想定して出すんでしょうか。もうこれ見たら明らかなんですよ。例えば向こう、宮前のほうでしたっけ、児童館は厚生職員がおるから町の職員の非正規でおるわけですよ。片やこちらのほうはJ O C Aが入って学童保育してるわけですよ。誰がどう見たって一体どう考えてんのかなって見えるわけです。そういうことも説明なしに、取りあえず指定管理の分だけやりましょうよって言って、甚だ私は理解に苦しむわけなんです。それで聞いているんですよ。今回出してきた意図は何ですかって、こう聞いているんです。それが説明できんかったら取り下げたらどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今回、この条例を提案したのは、この児童厚生施設は指定管理の対象になる施設ではないということから、現場の中を検討したところで、合理的な運営のためには指定管理の方法も一方法ではないかということが現場のほうからお声が上がったということを知っております。私もこれを聞きまして、それでは条例を改正しながら、今後、審議会等の意見をお聞きし、議会にも諮っていこうということを考えて、今回条例を提案するものでございます。間違いなく民間ノウハウであったり、それから行財政的にメリットがあるということが前提で今回提案させていただいています。

これから先々、その提案をするかどうかということは今後の課題になると思いますので、その可能性があるということで条例を提案させていただいたという意図を御理解いただきたいと思えます。（「もう一回聞いていい」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 3回終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 次に、議案第71号、南部町営住宅条例の一部改正について、質疑はありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） これ71号と72号にも関連全部いたしますが、今度こういう条例を県が町に、県と同じような扱いをしていただきたいということで条例改正したってお聞きまして、中身は6項目から14項目になったり、一番面白いのが連帯保証人ができるようになった。（発言する者あり）なるんでは。 （発言する者あり）連帯保証人もできるようになったと

いうことと、ならば今町にある住宅の保証人の問題の件と、この連帯保証人の件と、町長が言っておられる、これは6ページにありますね、第9条で旧では、「町長がやむを得ない事情があると認める者」と書いてあるし、その左の新しいのには、「町長は、特別な事情があると認める者」と書いてあるんですが、この違いをちょっと教えていただけます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。このたびの改正ですけれども、これまでは「やむを得ない事情がある」という文言になっておりまして、その事情というのは何かということがはっきりとありませんでした。その中で、文言としては「特別な事情」という具合に変わるわけですけれども、いわゆる家賃債務保証業者との契約があれば、締結できれば、その方が、保証人を免除しますということです。ですので、保証人ということも選択していただけますし、保証人を選択しないという入居希望の方はこの保証会社のほうを選択していただくということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第72号、南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

ここで少し早いですが、お昼の休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午前11時52分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、上程議案に対する質疑を行います。

議案第73号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第6号）について、質疑はありませんか。
11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 総括的質疑ということですので、ちょっと悩みますけれども、この議案書の3ページ見ますと、歳出が一番多いのがやっぱり総務管理費、歳入で一番入ったのが国庫支出金で、国庫負担金と補助金で、およそ3,000万、これが大きな財源になってます。そ

の中で、出が一番大きいのが総務費の総務管理費とか、それと大きいのでは土木費、それと教育関係では社会教育費等がよけ出てますが、これは特に総務管理では人件費の辺だないかなと思っ
てますが、違っちゃったら教えてください。

それと、あと農林水産業費等は災害の件かな、ように思ってます。中身の個別見ればよく分か
ると思いますけども、そうじゃないかと。教育についても一番大きなのは社会教育費ですが、こ
れは成人式のかなという感じがしておりますが、その件はどうでしょうかということと、人件費
のことで一つだけ分からんので教えてもらいます。ほとんど中身、この事業別説明書の最後に人
件費の比較が書いてあります。ほとんどがマイナスですが、増えたのが一つ分からん。下の一般
職のほうはそれなりの人事異動とかあろうと思いますが、特別職の給与で2-1-1、事業コー
ド、7,000円増えて、特別職給与、教育長と書いてある。教育長が11万6,000円減っ
てんですね。個別なら個別って議長、怒ってもらっていいですけども、この人件費って下のもの
は分かるけど、特別職が何でこげなことになあだあかなと思ってお聞きします。

大体大ざっぱな話でしたが、そのとおりでしたらそのとおり、違っちゃったら違っちゃった、
あと個別で聞けなら聞けでいいですのでお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。総務管理費のほうのお話でございました。
総務管理費につきましては、今回の補正については人件費が主なものでございます。あわせて、
西部広域行政管理組合の負担金といったところが主なものでございます。

それから、人件費のほうの、一番最後と言われましたけども、人件費の明細つけておりますが、
教育長のほうのマイナスの11万6,000円ほどですか、これにつきましては教育長任命の日
が4月2日だったかな、そういった関係上、金額が減ってくると。日にちの関係だということで
御理解をいただきたいと思っています。私からは以上でございます。

○議長（景山 浩君） 教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 教育次長です。教育委員会の社会教育費ですけども、議員おっしゃ
るとおり成人式、それと「N a n b uまごころ便」、それともう一つ一番大きなところで図書館
の自動貸出機となっております。以上です。

○議長（景山 浩君） いいですか。（発言する者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算で2点質問があります。

まず、1点目は、予算書の12ページの社会福祉総務費の中に出てきます配食を伴う見守りサ

ービス支援事業の40万4,000円の件です。これを明細で見たら社会福祉協議会に委託して出すということなんですけども、町長、経過は住民の方もよく御存じのように、この社会福祉協議会に出してる配食サービスが様々な、いわゆる食品衛生法等で場所も変えなくてはならないということで、ほかのところに委託して出してることになってるわけですよ。伯耆の国でしたっけ、そこに委託してる時に住民からどういう声が起こったかという、このコロナの大変な時期にいろいろ手続あるかもしれないけれども、地元の業者を使うことができなかつたのかという声があったんですよ。私、なるほどなと思ったんです。お弁当作りですよ。今まではボランティアの方々がなさっていましたよね。それができなくなってきたときに、例えば今コロナでなかなか大変だという自営業者とかいらっしゃるわけですよ。その方々にその配食弁当を、いろんな基準があると思うんですけども、するということの方が考えられなかつたのかと思うことを町長にお聞きしたいと思ったんです。それで、コロナ対策で暮らしを応援したい、営業を応援したいということは、いろんな政策の中でも可能ではないかというふうに考えている、私、住民の方々の声というのは聴くに値するなと思ったんですけども、そういう今、社協でのボランティアができなくなって伯耆の国へいうことになったんですけども、そういうような住民の声に対してどのようにお考えかということと、この100円の増加というのは結果としてはボランティアの方々でしたたのではなくて、委託等に出すことによって増えてきたお金だというふうに理解しているが、それでいいのかという点が1点です。

もう一点は、今回もコロナワクチンの費用が出ています。住民の方々からは西伯病院でのコロナの接種で順調にいったることについて、非常に待つこともなく受けれたよということで、そのことについて安心してると同時に、済んでからやっぱり熱が出た、高熱が出たとか、いろんな症状を訴えてる方がいらっしゃるわけで、その後どうだったかというのは日常の会話の中の一つに出て、挨拶の一つに出てくるわけなんです。ここでもし分かるのであれば、この結果、コロナワクチンを接種してからいわゆる副反応ですよ、副反応がどのような状況で出るのかということの数字等の把握があれば教えてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、糸田由起君。

○健康福祉課長（糸田 由起君） 健康福祉課長です。まず、社協の配食弁当のお話からですけども、社協のほうからの御相談が原課のほうにございましたときには、もちろん私どものほうもお弁当を依頼される場所は町内のいろんな事業所がありますので、広く御相談いただければということはお話をしてございます。実際に数か所御相談にもなったというふうには聞いておまして、結果として伯耆の国にはお願いをされるようになったというふうには聞いております。

それから、コロナの副反応のことですけれども、議員がおっしゃるようないろいろな方がおられまして、実際、健康福祉課のほうにも御相談のお電話があったりはしております。ただ、今ちょっと数字としては持ち合わせておりませんので、少し整理をして委員会等でお伝えできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） コロナのワクチン接種についてはよろしく願いいたしますというのと、先ほどの社協に頼んでいた配食サービスがやはり原課としても相談があったときにはこの御時世ですし、各町内のいわゆる自営業者ですよ、自営業者にもあると言ったけども、二、三相談したけれども、結局は伯耆の国になったということです。伯耆の国はたしか祥和会の食事もなさってるわけですよ、ということです。規模の問題とかあると思うので、その辺の経過についても委員会でお聞きしたいと思う。結果として社会福祉協議会がその伯耆の国に決めていったということね。私は、担当課長が言われたこの御時世で自営業者もあるからというの、これはコロナ対策の一つでコロナの交付金等を使いながらも自営業者等に発注したほうがよかったのではないかというふうに思ってるわけなんですよ。そこで、結果として伯耆の国に至ったということの理由を再度委員会でお聞きしたいと思いますので、またその様子を聴取しておいていただけたらありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第74号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第75号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第76号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第77号、令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 事業管理者に一つお聞きします。今回、補正でちょっとびっくりだないですけど、なったのは、企業債を3億5,000万お借りしておられるようですが、それは金がないと借りてもいいんですけど、普通だったら今年の決算もまだずっと赤字決算でございしますが、こんな借りで大丈夫でしょうか。借りたら返さないけんと思いますけども、どのような返済計画等があったらちょっと教えてもらえませんか。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 企業債、今回補正かけさせてもらった中には、今回新しく僻地なんかで始めた事業がございまして、そういったところの補助金等もまだこれから申請したり、少しでも減らす手だてを今講じてるところです。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 中身は委員会でお聞きしますが、この企業債で補助金等で返されます。

それと、もう一つ、8ページと9ページの中に、ここで他会計補助金というのがあるんですよ。同じ項目ですけども、8ページの医業外収益の他会計補助金、医療体制充実等補助金、コロナ臨時交付金。それと、資本的収入にも同じ項目があって金額がありますが、これら別物なんですか。一緒なもんを分けたということで理解していいですか。

それと、今みたいな起債は補助金から返されますか。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。最初にお答えしました、今、僻地の話いたしましたけど、補助金がうまく申請通れば起債を取り消して、その分ですね、補助金のほうで充当させてもらおうというのが一つです。

それと、今の収益的収入と資本的収入のほうにあるのは、同じ補助金で3条と4条に分かれてるということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今度は町長にお聞きしますが、町長、御存じのようにこれは公立病院でして、経営のこともよく御存じだと思います。確かに公営企業全適でございしますが、こういう厳しいときの中にこれが補助金等、まだ起債を借りて中身見たら機械買ったり云々だと思

ます。こういうときに病院のことで機械を買って医療のために頑張っておりますので、こういうときに町として助けてやらないけんじゃないかな。公営企業だからおまえとこでやれやというように、ライオンが子供を谷底に落とすやなことを今後ともされますでしょうか。これも町長が補助金出す前提としてありましたね、地域医療何だったかいな、ああいうことで、地域医療構想だなしに、政策医療、政策医療等にこの機械とかいろんな人が使うということの名目ならば、町のほうが出して助けてやるというようなこともできそうだと思いますけども、こういう相談は町長のところに上がってきませんでしたでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。具体的なのはコロナ対策の機器についてはそういう話はお聞きしていますけれども、病院が機器を買う一点一点について、町長としてはその内容について点検はしていません。ただ、繰り出し基準のルールとして、備品購入費の半額部分の償還についてはこれまでも繰り出し基準の中で算入していますので、その影響額についてはこれから総務課等と相談いただきたいと思います。もちろん、今議員が言われましたように病院が政策医療として必要なだと、子育ての支援であったり保健業務であったり、国保直診病院の中で住民の保健活動や、さらには安心・安全の提供のためにこれは医療の枠の外に必要なものということであれば、これは町のほうで投げ出してしまうようなことはあってはならないと思いますので、十分協議いただきながら進めていきたいと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第78号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 総合整備計画の内容は分かるんですけども町長にお聞きしたいのは、今回、オートキャンプ場をアウトドア等が求められているからするというんですけども、なるほど辺地債も使えるし、それも一つの方法かもしれませんが、私は緑水園周辺の、いわゆる森林公園も含めてその辺の構想計画というの持たんといけないんじゃないかなと思ってるんですよ。今後、人口も減ってきて財政も大変な中、いわゆる観光、それから人との交流、それが人口定住にもつながるという方法もあるかもしれませんが、そこへの財源を投資していくということになれば、何らかの計画と住民にもそこに取り組む必要性を示す必要があるんじゃないかと思うんですよ。

例えばその効果の問題ですよね、地元の方々への還元はどうかとかね。そういうところもしていかないといけないんじゃないかと思うんですよ。なるほど今の時期にはそうですけども、これまでオートキャンプ場がどうのこうのって投げ出したわけではないですけども、そういった分をいきなりこんなふうに整備したいとこう言うんですけども、正直言ってあんまり適切な言葉ではないか、行き当たりばったりではないですけども、きちんと計画の上で取り組むべき内容じゃないかと思うんですけど、この点についてどのようにお考えでしょうか。詳しいことは担当課に委員会で聞きたいと思うんですけども、町はどのような位置づけでこんなふうになさろうとしてるのかというのお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。予算の説明でもありましたように、これまでもサイト数が少ない。インターネットを使っての予約を開始しましたところ、非常に米子市から近いということや手軽だということもあって、非常に好評だという具合に聞いてます。その5サイトを3サイト増やして8サイトにするというもので、これまでも要望が強かった項目を今回コロナの補助もいただきながらコロナ後の展開に期待したいと思っておるところです。（発言する者あり）

オートキャンプ場の分ですね。オートキャンプ場のほうについては合併浄化槽の点でして、合併浄化槽の定期的なメンテナンスが必要な浄化槽でございまして、これについてはもう一定期間必ずこれ必要な費用でございまして、御理解いただきたいと思えます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、明日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後1時22分散会